



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail: office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2009.1.29

No. 32-35

## IFALPA Legal Committee Meeting 出席報告

日時: 12月8 ~ 9日 場所: Pretoria, South Africa

### 議題

1. REPORTS FROM COMMITTEE MEMBERS ON SIGNIFICANT DEVELOPMENTS IN THEIR COUNTRIES
2. ELECTION OF VICE-CHAIRMAN
3. EXTERNAL REPRESENTATION IN THE LEGAL FIELD
  - 3.1 ICAO Legal Committee  
09LEG006 Report on the ICAO IAG Meeting Montreal 13-18 October 2008
  - 3.2 International Chamber of Commerce
4. CRIMINAL LIABILITY OF AIRLINE PILOTS
  - 4.1 Report on the JAL 907 Court Case – Tomoaki Wada
  - 4.2 Annex 13 – Non Ratification by Japanese Government – Tomoaki Wada
  - 4.3 CLOP Sticks
5. REPORT ON ULTRA LEGAL REPRESENTATION IN AFRICA – CHRIS KINGHORN (ALPA-SA)
6. AUTHORITY OF THE PILOT IN COMMAND
  - 09LEG007 Legal Status of the Aircraft Commander – Jim Johnson
  - 09LEG008 Keystone Case – Jim Johnson
7. AGE DISCRIMINATION LEGISLATION – MIA HARTZBECH (DALPA)  
09LEG009 UK Legal Advice on Age Discrimination – Pat Lawrence
8. LEGAL PROTOCOL FOR MA'S IN D&A CASES – PATRICK LAWERENCE
  - 8.1 Report of Existing Circumstance of Alcohol Testing Taking Place in ANA – Tomoaki Wada
  - 8.2 Random Breath Tests of Foreign Crews in Australia
9. REFERRAL FROM OTHER COMMITTEES
  - 9.1 Referral from ADO Committee – Flight Deck CCTV (09LEG010)
  - 9.2 Referral from Security Committee – The Issue of Security Clearance for Pilots
  - 9.3 Referral from IND Committee – Legal Implications of ART 43/49 Treaty of Rome – Patrick Lawrence (09LEG011)
10. ACTS OR OFFENCES AGAINST CIVIL AVIATION NOT COVERED BY INTERNATIONAL AIR LAW INSTRUMENTS  
09LEG012 ICAO State Letter 2008/61
11. REVIEW OF TIME-EXPIRED LEG-RELATED POLICIES, RESOLUTIONS
12. REVIEW OF LEG COMMITTEE WORKING METHODS  
To maintain a review of the Committee's Terms of Reference, working methods and efficiency.
13. ANY OTHER BUSINESS
  - 13.1 Report on EU/US Open Skies Negotiations – Paul Rice
14. DATE AND VENUE OF NEXT MEETING(S)  
To propose a date and venue for the next Committee meeting(s) to the Executive Board.



このたび年に1回開催される定例 Legal Committee Meeting に出席をしたので、概要について報告します。まず過去年2回開催されていた Legal Committee は一昨年から年一回の開催となりました。今回は諸課題を抱えるアフリカ諸国の加盟 Member Association：加盟団体（以下 MA）における開催が予定されていましたが、SA-ALPA（南アフリカ ALPA）の申し出により当地での開催が決定しました。

さて今回の Legal Committee での主要議題は上記の通りですが、日本からは3つの国内問題をパワーポイントにより MA に紹介するとともに、特に JAL907 便事故の管制官に対する最高裁での「逆転無罪判決」獲得に協力を求めました。これは Legal Committee が以前から取り扱ってきている CLOP（Criminal Liability of Airline Pilot の略：PILOT の刑事責任）の一環として議論されました。

まずは JAL907 便ニアミスの管制官が起訴され第一審の地裁で無罪判決、高裁で有罪判決を受けたケースについて、発生から現状までの経緯並びに地裁判決、高裁判決の概要、更には高裁判決の問題点と最高裁での勝利判決獲得の取組みへの IFALPA の協力を要請しました。

この Meeting に先立ち ALPA-Japan から IFALPA 加盟 MA に最高裁に対する団体署名をお願いしました。それを受け Legal Committee では各 MA に事故の内容と判決の問題点を理解してもらうためその詳細を説明しました。各 MA からは驚きと取組みへの理解があり十分な成果がありましたが、署名に関して一部 MA より「署名を求める上で十分な事故の内容と課題を説明すべきである」という点が指摘されました。あらゆる取組により勝利判決を獲得した JAL706 事故の教訓を活かし IFALPA 本部のみならず、MA への丁寧な取組が必要であると感じました。今後は IFALPA 本部を通じて各 MA に対して今回説明した内容を送付する事を検討します。

欧州における空中衝突事故を経験した MA から、その概要、経過について資料を送付するという協力の申し出がありました。本件は管制官の刑事責任を問うものですが、PILOT にとっても判決は同様の意味を持つものです。

次に日本政府が ICAO Annex 13、5.12 に対し「相違通報」を出した件について報告を行ないました。

Alcohol & Drag 問題では全日空でのアルコールチェックの概要とその問題点を紹介しました。この問題に「オーストラリア」でも国内 PILOT に対する法制化が既に実施されており、来年には乗り入れ外国航空会社の PILOT にもその適用が広げられる旨の報告がありました。今後その詳細がわかり次第当該委員会に報告が行われます。また、過去 UA（ユナイテッド航空）では運航宿泊では一切の飲酒が禁止されていた時期がありましたが、結果乗員が部屋で隠れて飲酒するというような事態になった事もあり、現在は社内的には飲酒検査は行われていません。しかし飲酒検査が無いわけではなく、当局による飲酒に関する Random Check は引き続き行われています。米国やオーストラリアで行われている Alcohol Random Check は、そもそもアルコール中毒に治療やその教育を主眼においたものであり、ANA で行われているものとは根本的に性格を異にするものです。本件に関しても IFALPA として何らかの対応が必要であれば ALPA Japan から検討し要請するよう協力の申し出を受けました。現時点では日本国内で問題となっていると言うより ANA 個社で行われている検査から、また日乗連として組織的な論議が十分で無い中、今すぐ IFALPA に対して協力要請をする状況では無い旨伝えました。

その他 Legal Committee の議題、Vice Chairman の選出では US ALPA の顧問弁護士の Jim Johnson 氏を選出しました。

他の議題に関して近日中に議事録が IFALPA より配信されるので、改めて報告を致します。